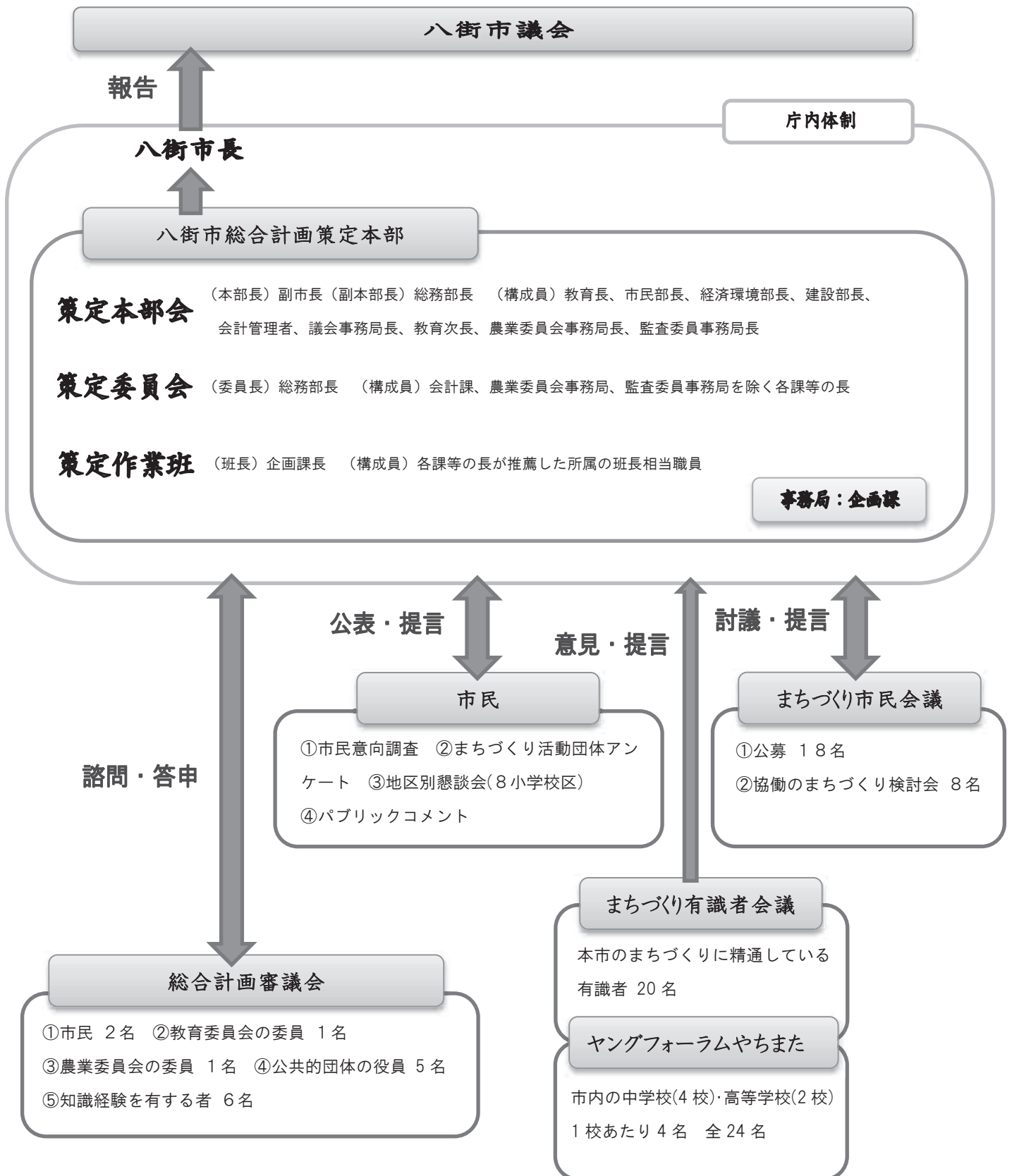


資料編

1. 計画策定の全体像
2. 庁内体制
3. 市民参画
4. 八街市総合計画審議会

用語解説

1. 計画策定の全体像



2. 庁内体制

(1) 策定本部会

【体制】

本部長を副市長、副本部長を総務部長とし、教育長、全部長、会計管理者、議会事務局長、教育次長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長をもって、構成する。

【目的・役割】

総合計画の企画、立案の方向づけを示し、策定委員会から提出された素案をもとに、総合計画の案を策定し、市長に提出する。

(2) 策定委員会

【体制】

委員長を総務部長とし、各課等の長（会計課、農業委員会事務局、監査委員事務局を除く。）をもって構成する。

【目的・役割】

総合計画に関する専門事項の調査及び策定作業の調整を行い、策定作業班から提出された草案をもとに、総合計画の素案を策定し、策定本部会に提出する。

(3) 策定作業班

【体制】

班長を企画課長とし、各部課等の長から推薦により選出された者（班長相当職）をもって構成する。

【目的・役割】

計画の策定にかかる全庁的な連絡調整にあたるとともに、各部門別の政策課題に応じ、総合計画の計画案に関しての調査及び検討を行い、草案を作成し、策定委員会に提出する。

3. 市民参画

1. 市民意向調査

(1) 調査の目的

市民の定住・転出意向を含めた、市民目線からの八街市の魅力・満足度、市への要望等に関する意向を把握するため、市民意向調査（アンケート調査）を実施しました。

八街市総合計画の策定にあたっては、市民意向調査の結果を踏まえ、新たな計画づくりの基礎資料としています。

(2) 調査の実施概要

①調査項目

地区、年代、性別、職業、定住希望・転出希望の有無、その理由、八街市に対する項目ごとの満足度、地域活動の状況、その他必要と思われる事項

②調査対象

市内に居住する 18 歳以上の市民 2,000 人

③抽出方法

住民基本台帳による無作為抽出

④調査時期

平成 26 年 1 月

⑤調査方法

郵送による調査票の配布・回収

⑥回収結果

配布数 2,000 人

有効回収数 722 人

有効回収率 36.1%

2. 八街市まちづくり活動団体アンケート

(1) 調査の目的

まちづくりの指針となる八街市総合計画の策定にあたりまちづくりに対する市内の団体の評価、考え方を把握し、計画づくりの基礎資料とするため実施しました。

(2) 調査の実施概要

①調査項目

まちづくり活動団体の概要（活動内容、活動方針、活動計画等含む）、市政参画できるまちづくり活動、コミュニティビジネス、八街市のイメージ、市への要望事項、まちづくりへの意見・提案

②調査対象

市内のまちづくり活動団体 117 団体

③調査時期

平成 26 年 10 月

④調査方法

郵送による調査票の配布・回収

⑤回収結果

配布数 117 団体

有効回収数 56 件

有効回収率 47.9%

3. 地区別懇談会

(1) 懇談会の目的

八街市総合計画を市民のみなさんと市の協働で策定するため、皆さんの地区をお訪ねし、将来を見据えたまちづくりの方向性やあるべき市の姿、今後重視すべき施策、その地域ならではの魅力や活かすべき資源、地域における市民活動の取り組みなどについて、皆さんからのご提言をお伺いするために行いました。

(2) 懇談会の方法

市長と市民との直接対話方式

(3) 市側出席者

市長・副市長・教育長・総務部長は全懇談会出席

1地区あたり部長級2～3人・課長級4～5人の体制で実施

◆地区別懇談会 地区別参加者数

開催日	場所	対象小学校区	参加者数		計
			男	女	
6月8日(日)	西林コミュニティセンター	交進小	24	4	28
6月14日(土)	山田台コミュニティセンター	二州小	11	3	14
6月22日(日)	大谷流コミュニティセンター	川上小	19	1	20
7月5日(土)	八街市役所	八街東小	11	5	16
7月6日(日)	六区農村集落センター	笹引小	15	7	22
7月27日(日)	八街市中央公民館	実住小	23	0	23
8月9日(土)	泉台区民センター	八街北小	21	13	34
	住野老人憩いの家	朝陽小	7	5	12
計			131	38	169

4. 八街市まちづくり市民会議

(1) 市民会議の目的

八街市総合計画を策定するにあたり、広く市民からの意見を聴取し、併せて市民と協働によるまちづくりを推進するため、八街市まちづくり市民会議を設置しました。

公募 18 名・八街市協働のまちづくり検討会 8 名の合計 26 名の委員により、市をより豊かで暮らしやすいまちとするため、市民の視点から意見交換、討議をし、その結果を提言いただきました。

(2) 会議の経過

開催回	開催日	会議内容
1	平成26年7月4日	①総合計画について ②次期総合計画策定方針及び策定日程について ③八街市まちづくり市民会議の今後の進め方について
2	平成26年7月31日	①八街市基本構想の内容確認について ②分野別計画に対する意見交換 ③八街市における人口減少問題対策について
3	平成26年8月26日	①将来人口フレームについて ②分野別計画に対する意見交換
4	平成26年9月29日	①分野別計画に対する意見交換
5	平成26年10月28日	①分野別計画に対する意見交換
6	平成27年2月9日	①次期総合計画に関する提言書（案）の最終確認について
—	平成27年2月16日	次期総合計画に関する提言書を市長へ提出

◆委員 26 名

井上 諄一郎	新村 昇	松尾 民次郎	長谷川 正幸
宇澤 久美子	治部 登美子	見代 君代	林 一美
江口 学	高橋 誠一	山本 照男	船木 義江
金子 綾子	高橋 真志	米田 将之	松本 植
鯨井 源一	寺尾 紘二	尾形 淳五	村杉 雅敏
黒田 和俊	中嶋 洋一郎	沖山 榮子	
◎越川 好一	林 京子	玉川 寛治	(敬称略)

◎：座長

5. 八街市まちづくり有識者会議

(1) 有識者会議の目的

八街市総合計画を策定するにあたり、本市のまちづくりに精通している有識者の方々から、将来を見据えたまちづくりの方向性や考え方などについて、意見や提言をいただくため開催しました。

(2) 開催内容等

1. 日時：平成26年9月29日（月）午後1時30分から
2. 場所：八街市総合保健福祉センター 3階 大会議室
3. 議題：①八街市総合計画2005について
②将来を見据えた八街市のまちづくりの方向性等について

(3) 構成員

No.	所属及び役職名	氏名
1	千葉県議会議員	山本 義一
2	八街市議会議長	湯浅 祐徳
3	八街商工会議所会頭	大畑 喜信
4	八街市商店会連合会会長	小高 良則
5	千葉みらい農業協同組合 代表理事副組合長	宇津木 繁
6	八街市農業研究会会長	貫井 正美
7	八街工業会会長	幸島 正義
8	一般社団法人 千葉県LPガス協会理事 八街ガス株式会社 代表取締役	高木 秀夫
9	八街市教育委員長	大西 昭
10	八街市社会福祉協議会会長	齋藤 勝美
11	八街市消防委員長	目良 雅美
12	八街市区長会会長	原 弘行
13	八街市連合婦人会会長	西山 幸
14	八街市シニアクラブ連合会会長	花澤 潔
15	東日本旅客鉄道株式会社 佐倉駅長	金子 智哉
16	佐倉警察署八街幹部交番交番所長	鈴木 富夫
17	佐倉市八街市酒々井町消防組合 八街消防署長	高山 文男
18	学校法人千葉黎明学園 千葉黎明高等学校理事長・校長	西村 清
19	千葉県立八街高等学校校長	鹿島 洋一
20	八街市まちづくり市民会議座長	越川 好一

★市側構成員：市長、副市長、教育長、総務部長、市民部長、経済環境部長、建設部長、教育次長、企画課長ほか企画課職員（事務局）

6. ヤングフォーラムやちまた

(1) ヤングフォーラムやちまたの目的

八街市総合計画を策定するにあたり、市内の中学生・高校生を対象に、若者の視点から本市に対する意見を伺うため、市長との対話形式により開催しました。

(2) 開催日時等

1. 日時：平成 26 年 8 月 18 日（月）午後 1 時 30 分から
2. 場所：八街市役所 3 階 第 1 会議室
3. 懇談会内容：質疑事項については、参考事例として下記事項（①～④）のとおり提示し、これを踏まえた意見・提言が出ました。

- ①将来の八街がどのような街になっていて欲しいか。
- ②八街の魅力とは。また、それをどのように活用したらいいか。
- ③市の人口減少に対して、どのような取組が必要か。
また、どんな街になれば、自分が定住したいと思うか。
- ④八街市のまちづくりや地域の活性化などについて、自ら進んでしたいと思うか。

(3) 構成員

学校名	氏名	学校名	氏名
八街中学校	品川 勇翔	八街高等学校	谷崎 亜美
	釜形 富士慶		照屋 利恵
	田辺 優依		富澤 信哉
	大野 萌々花		新田 朋弥
八街中央中学校	山野 杏奈	千葉黎明高等学校	吉田 大輝
	浅羽 隼		宇佐美 昂
	内藤 篤志		渡邊 椋世
	浅野 優斗		ゴンザレス メグミ
八街南中学校	岡崎 周平		
	佐藤 羽琉妃		
	井口 もえこ		
	谷藤 涼音		
八街北中学校	小川 葵美加		
	安田 舜		
	山崎 資生		
	鶴岡 莉影子		

★市側構成員：市長、副市長、教育長、総務部長、教育次長、学校教育課長、
企画課長ほか企画課職員（事務局）

7. パブリックコメント

[1] 八街市基本構想（案）について

八街市基本構想について、市民の皆さんから広くご意見をお伺いし、近年の社会情勢の変化や本市の抱える課題へ柔軟に対応できるようにするため、パブリックコメント手続きを実施しました。

(1) 募集期間

平成 27 年 1 月 16 日～平成 27 年 2 月 13 日

(2) 募集対象

八街市基本構想（案）

(3) 公表場所

市役所第 1 庁舎 1 階ロビー、企画課、中央公民館、市立図書館、ホームページ

(4) 対象者

- ①市内に在住、在勤、在学のある方
- ②市内に事務所、事業所がある方

(5) 提出方法

直接提出、郵送、FAX、電子メールのいずれかによる

(6) 意見件数

4 者から 20 件の意見

(7) 意見採用

2 件を採用

[2] 八街市総合計画2015前期基本計画（案）について

八街市総合計画2015前期基本計画について、市民の皆さんから広くご意見をお伺いし、近年の社会情勢の変化や本市の抱える課題へ柔軟に対応できるようにするため、パブリックコメント手続きを実施しました。

(1) 募集期間

平成27年11月27日～平成27年12月10日

(2) 募集対象

八街市総合計画2015前期基本計画（案）

(3) 公表場所

市役所第1庁舎1階ロビー、企画課、中央公民館、市立図書館、ホームページ

(4) 対象者

①市内に在住、在勤、在学のある方

②市内に事務所、事業所がある方

(5) 提出方法

直接提出、郵送、FAX、電子メールのいずれかによる

(6) 意見件数

1人から4件の意見

(7) 意見採用

3件を採用

4. 八街市総合計画審議会

市民、各種公共的団体の代表、知識経験者など 15 名で構成される審議会を設置し、八街市基本構想及び八街市総合計画 2015 前期基本計画原案について審議いただきました。

(1) 八街市総合計画審議会委員

No.	区 分	所 属	氏 名	備考
1	市民	八街市まちづくり市民会議座長	越 川 好 一	
2	市民	八街市まちづくり市民会議副座長	長谷川 正 幸	
3	教育委員会の委員	八街市教育委員長	大 西 昭	
4	農業委員会の委員	八街市農業委員会会長	三 須 裕 司	
5	公共的団体等の役員	八街商工会議所会頭	大 畑 喜 信	
6	公共的団体等の役員	千葉みらい農業協同組合八街支店長	遠 山 喜久雄	
7	公共的団体等の役員	八街市社会福祉協議会会長	齋 藤 勝 美	平成26年度
			石 毛 勝	平成27年度
8	公共的団体等の役員	八街市消防団長	斉 藤 弘 一	
9	公共的団体等の役員	八街市小中学校PTA連絡協議会会長	小田川 知寿子	平成26年度
			菅 原 宏 子	平成27年度
10	知識経験を有する者	八街市区長会長	原 弘 行	副会長
11	知識経験を有する者	八街市連合婦人会長	西 山 幸	
12	知識経験を有する者	八街市シニアクラブ連合会会長	花 澤 潔	
13	知識経験を有する者	八街商工会議所女性会長	糸 久 美津子	
14	知識経験を有する者	千葉みらい農業協同組合八街地区女性部長	岩 渕 公 子	
15	知識経験を有する者	千葉大学法政経学部准教授	関 谷 昇	会長

(2) 検討経過

【平成 26 年度】

- 第 1 回 平成 26 年 8 月 8 日 ①八街市総合計画 2005 について
 ②次期総合計画の策定方針及び策定日程について
 ③八街市基本構想及び将来人口について

※第 2 回 平成 26 年 12 月 25 日 ①八街市基本構想（案）について

- 第 3 回 平成 27 年 2 月 20 日 ①八街市基本構想（案）の諮問について
 ②八街市基本構想（案）について
 ③八街市基本構想（案）の答申について

【平成 27 年度】

第 1 回 平成 27 年 11 月 26 日 ①八街市総合計画 2015 前期基本計画（案）について

- 第 2 回 平成 27 年 12 月 15 日 ①八街市総合計画 2015 前期基本計画（案）の諮問について
 ②八街市総合計画 2015 前期基本計画（案）について
 ③八街市総合計画 2015 前期基本計画（案）の答申について

※平成 26 年度の第 2 回は書面開催



諮 問

八 企 第 6 1 2 号

平成27年12月15日

八街市総合計画審議会

会長 関谷 昇 様

八街市長 北村 新司

八街市総合計画2015前期基本計画（案）について（諮問）

平成27年度から平成31年度までを計画期間とする八街市総合計画2015前期基本計画（案）を別冊のとおり策定いたしましたので、八街市総合計画審議会条例第2条の規定により諮問します。



答 申

平成27年12月15日

八街市長 北村 新司 様

八街市総合計画審議会
会長 関谷 昇

八街市総合計画2015前期基本計画（案）について（答申）

平成27年12月15日付け八企第612号で諮問のありました「八街市総合計画2015前期基本計画」（案）について、「八街市基本構想」（2015年から2025年まで）に掲げる八街市の基本理念や将来都市像に鑑み、慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

当審議会に諮問された「八街市総合計画2015前期基本計画」（案）は、本年3月に策定された「八街市基本構想」（2015年から2025年まで）をまちづくりの基本理念と将来都市像を示す長期計画として位置付け、この基本構想に基づく中期計画として、平成27年度から平成31年度までの5か年で取り組むべき施策の内容を具体的に示すものであります。また、先の計画である「八街市総合計画2005第2次基本計画」における各種施策展開を踏まえた次なる市政運営の基本的方向や施策を示すものであるとの視点に立ち、審議を行いました。

本基本計画（案）に掲載されております「リーディングプラン」、「分野別計画」につきましては、八街市がかかえる行政課題を解決していく上では、必要な施策内容を網羅したものであり、特に市民協働の視点に立った取り組みが必要不可欠との認識から、施策の体系においては、「協働のまちづくりによる施策の実現・事業の推進」を一つの幹として横串に添えており、今後の八街市における協働の視点に立った市政運営に期待するところであります。

本基本計画（案）の策定過程において、市民意向調査（アンケート）のほか、平成26年度に実施された小学校区単位の地区別懇談会、まちづくり市民会議、また、今回のパブリックコメント手続きなど、市民の意向、意見をより反映しようとする努力などは評価できるところです。

よって、本基本計画（案）については、概ね適切であるものと判断し、ここに答申いたします。今後は、本基本計画（案）に掲げる施策を遂行すべく、より具体的な計画である実施計画による計画的な事業実施により、また、市民の理解と協力のもと事務事業の運営に努め、特段の努力を払われますようお願いいたします。

用語解説

英

AED（自動体外式除細動器）

【Automated External Defibrillator】

心室細動の際に電氣的ショックを与えることで、正常なリズムに戻すための医療機器である。2004年7月から一般市民でも使用できるようになった。

CATV

【Cable Television】

ケーブルテレビジョンの略称。有線テレビジョン放送施設。

ICT

【Information and Communication Technology】

情報や通信に関連する科学技術のことであり、コンピュータやインターネット技術の総称。日本ではITの方が定着しているが、国際的にはICTが一般的である。

LED

【Light Emitting Diode】

発光ダイオードのことで、照明器具やディスプレイ等に利用されています。

NPO

【No-Profit Organization】

民間非営利団体などと訳される。利潤をあげることを目的としない、公益的活動を行う民間団体。活動範囲は、教育、社会福祉、環境保全、国際交流など多岐にわたっている。

TMO

【Town Management Organization】

商店街の組合・行政など中心市街地に関する組織の調整の場として、中心市街地の活性化・維持のための活動を総合的に企画し、実現を図るための機関。

SNS

【Social Network Service】

ソーシャルメディアの一種で、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービスを指す。代表的なサービスとして Facebook、Twitter、LINE 等がある。

PFI

【Private Finance Initiative】

公共施設等の社会資本整備について、民間事業者に委ねることが適切なものについては、官民の適切なリスク分担のもと、設計、建設から維持管理、運営等に至るまでの全部または一部に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、より効率的かつ効果的な公共サービスを提供する事業手法のこと。

PPP

【Public Private Partnership】

これまでの行政主体による公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、「官（行政）」と多様な構成主体「民（市民・自治会・各種団体・NPO・企業・大学など）」との連携により提供していく考え方のこと。

ア

青色回転灯付防犯パトロール車

自動車による自主防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明を警察から受けた団体については、青色回転灯の自動車への装備がみとめられ、既に市町村やボランティア団体では、これを用いた自主的な防犯パトロールを実施している。

あんしん歩行エリア

2003年（平成15年）警察庁と国土交通省は、交通事故発生率の高い地区を「あんしん歩行エリア」として指定し、歩きやすい歩行空間を優先的に整備することとし、本市も市街地を中心とした約185haが指定を受けている。

濰坊市（いぼうし）

中国山東省濰坊市。平成13年4月に本市と友好・協力関係の覚書を交わし、文化交流を行っている。

インターネット

世界中のさまざまなコンピュータネットワークが相互に接続されることにより形成された情報通信ネットワーク。ビジネスや日常生活でも幅広く利用されている。

オープンスペース

公園、広場、河川、空き地など建造物がない土地あるいは敷地内の空き地のことで、防災上の役割も担っている。

カ

介護保険制度

寝たきりなど介護を必要とする人に対して、保険料を主たる財源とする社会保障方式により、社会的支援を行う仕組み。

かかりつけ医

日頃から信頼して相談や診察をしてもらえる医師。

核家族化

夫婦とその未婚の子どもとの家族や夫婦のみ、父子のみ、母子のみなどの核家族が増加していく傾向。

環境負荷

人々の活動が大気や水、森林など環境に与える影響。

感染症

原生動物、細菌、ウィルスなどの病原体に感染することによって発症する病気。

行政評価

政策、施策、事務事業について、事前、実施中、事後に一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度及び成果を判定すること。

協働

市民や社会を構成する多様な主体と行政が、責任と役割分担を相互に自覚し、補完・協力しながら、対等の関係で共通の目的を達成するために、連携して活動すること。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

グリーンベルト

歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としたもの。

健康安全都市宣言

平成16年6月に、市民一人ひとりがいきいきとした生活を送ることができる地域社会を実現するため、健康の基礎づくりと交通安全意識の高揚を図り、さらに安全に暮らせる犯罪のないまちづくりを市民との協働でめざすことを掲げたものこと。

健康寿命

認知症や寝たきりにならないで健康で明るく元気に生活できる期間のこと（脳卒中で倒れたとしても、リハビリなどで再度歩けるようになったり、身の回りのことができるようになって生活を楽しむことができることも含みます）。

後期高齢者医療制度

75歳以上の高齢者を対象とした医療制度。「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、2008年（平成20年）4月から従来の老人保健制度に代わって実施された。

公債費

自治体が地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいう。

高齢者人口

65歳以上の住民の数のこと。

国際化

政治、経済、社会などの諸事情が国際的な規模に広がっていくこと。

子育て支援センター

就学前の親子の交流、遊び、情報交換の場、育児相談や子育て関連の専門相談、子育てサークルの支援など企画・調整も行う。

コミュニティ

地域社会。地域共同体。

コミュニティづくり、活動

地域社会において、住民がそれぞれの関心に基づき、多様な組織をつくること。また、組織をつくりそれぞれの目的のために行う活動。

コミュニティバス

大型バスでは運行できなかった住宅地など、バス利用が比較的不便な地域を対象に、小回りの利く小型バスを用い、きめ細やかなサービスを提供する地域密着型のバス。

コミュニティビジネス

市民が主体となって地域の生活課題の解決をビジネスとして取り組み、コミュニティの再生と雇用や地域経済の活性化を同時に達成しようとする新しいまちづくりの手法。

サ

参加・参画

辞書では、「参加」はある目的をもつ集まりに一員として加わり、行動をともにすること、「参画」は事業・政策などの計画に加わること、と定義していますが、まちづくりでは、一般的に住民の参加の度合いによって使い分けられ、イベントなどへの参加は「住民参加」、行政と住民がお互いパートナーとして何かを作っていくような場合は「協働」、そしてその中間が「住民参画」というように、参加の度合いが低い方から「参加」→「参画」→「協働」という順番で使い分けられている。

児童クラブ

小学校に在籍する児童で学校管理下外において、家庭保育に欠けるもののうち、特に必要とみとめられる児童を保育育成するための施設。

社会福祉協議会

社会福祉事業法に基づく社会福祉法人の一つ。市民をはじめ関係団体などが自主的福祉活動を組織的に推進していくことで明るく住み良いまちづくりをめざす民間組織。

社会保障制度

だれもが、どのような生活困難に直面しても、最低生活が確保され、安定した生活が維持でき、通常の社会生活を享受できるようにすることを目的とする国の制度。

住宅用火災警報器

火災報知器の一種で、主に一般住宅に設置され、火災の際煙や熱を感知して音声やブザー音で警報する警報器であり、2006年（平成18年）に改正消防法が施行され、住宅の居室や階段上などに設置が義務付けられた。

循環型社会

廃棄物の再生や不要品の交換などにより資源が循環し、繰り返し再利用され、環境への負荷の少ない社会。

生涯スポーツ

市民一人ひとりが明るく豊かな生活を送るために、生涯を通じてそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、気軽に楽しく行うスポーツ・レクリエーション活動のこと。

少子高齢化

人口に対する高齢者人口が相対的に増加する現象を高齢化という。また、出生率の低下や、それに伴う家庭・地域における子ども数の低下の現象を少子化という。少子化は高齢化が進行する要因の一つであることから、少子高齢化という使い方をしている。

情報公開

行政機関が保有している情報を外部に開示すること。

シルバー人材センター

定年退職後などにおいて、雇用関係に基づかない補助的・短期的就労を通じて高齢者がその能力を活用して社会参加するとともに、追加的収入の増加を図ることを目的としている。

スプロール化

都市郊外に宅地が無秩序・無計画に広がっていくこと。

生活習慣病

脳卒中や心臓病、がん、糖尿病、肝疾患、歯周疾患など、誘発要因として生活習慣が大きく影響しており、生活習慣を改善することにより発病や進行の予防が可能な疾患のこと。

ソーシャルメディア

個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通といった社会的ネットワークをインターネット上で展開するメディアのこと。ブログや掲示板、SNS、動画共有サイト等が該当する。

タ

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いに文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会

男女それぞれの個性と能力を発揮して、あらゆる分野でともに参画し、協力していく社会のこと。

地域資源

地域の特産物や観光資源として相当程度認識されているもの。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健、福祉、医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的に行う機関である、各市区町村に設置される。

地域包括ケアシステム

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みのこと。

地域防災計画

市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定された計画。

地産地消

地域で生産されたものを、その地域で消費すること。

地方分権

中央集権に対する言葉で、国から県、市町村へと従来の行政決定権を地方自治体に権限と財源を委譲すること。これにより、地方自治体の経営面で、行政・財政上の自治や自立性が大幅に認められる。

電子自治体

I C Tを駆使しさまざまな行政サービスや行政情報を提供する自治体。

特定健康診査

糖尿病・高血圧症・脂質異常症などの生活習慣病予防のために、40歳から74歳までを対象として実施される健診と保健指導

特定保健指導

特定健康診査の結果から、必要度に応じ階層化された者に対し、生活習慣改善のための支援を行うこと。

都市計画マスタープラン

都市計画に関して市町村が主体となって定める基本的な方針。1992年（平成4年）の都市計画法の改正により市町村に策定が義務づけられている。

土地区画整理事業

国土交通省の所管事業で、区域内の宅地を交換分合して整理（換地）することにより、公共施設の整備・改善や宅地の利用促進を図る目的で行われる事業。

ナ

ネットワーク

網の目のような組織。個々の人のつながり。複数のコンピュータを結び、データなどを共有、相互利用するもの。

ノーマライゼーション

障害のある人も社会の中で等しく普通に生活ができるようにして、共に生きる社会こそが自然であるという考え方。

ハ

パートナーシップ

両者が互いに対等の当事者として認め合い、強調、協力する関係。

バリアフリー

障害のある人や高齢者を含め、誰もが快適に日常生活を送ることができるように、通行などを妨げる障害（バリア）をまちの中や人の心から取り除いた環境のこと。

不登校

何らかの心理的、情緒的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況。

ボランティア（活動）

個人の自発的な意志に基づき、他人や社会に貢献する活動。また、それを行う人のこと。自発性、無償性、公益性、創造性が活動の基本的性格となる。

マ

番号制度／マイナンバー制度

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）と呼ばれるもので、住民票を有する全ての方に対し、一人一つの個人番号が設定される。平成 28 年 1 月からは、社会保障、税、災害対策分野の中で法律に定められた行政手続きに用いられます。行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるもの。

マンモグラフィー

乳房の脂肪組織や血管、腺組織、腫瘍あるいはのう腫などを明瞭に区別するため、乳房のレントゲン写真を撮る検査のこと。

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、地域社会の生活に困窮している人、児童や心身に障害を持つ人、あるいは高齢者などのことで問題をもっている人々に対して、身近に相談や助言指導にあたる地域の奉仕者。

メタボリックシンドローム

内臓肥満型肥満に高血糖、高血圧、脂質異常症のうち、2 つ以上を合併した状態のこと。

ヤ

ユニバーサルデザイン

障害のある人や高齢者を含め、だれでも使いやすい形に設計すること。

要介護状態

身体または精神上の障害により入浴・排泄・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とし、要介護認定の要介護 1 から 5 のいずれかに該当する状態。

要支援状態

介護保険制度で、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護状態）にあるかどうか、またその程度を判定すること。「要支援」とは、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態のことで、要介護よりは軽度の状態を指す。介護認定の判定は、国が定める認定基準に基づいて行われる。「要支援 1・2」「要介護 1～5」の 7 段階で認定され、「要介護 5」が最も介護を要する。自立とみなされる場合は「非該当」と判定される。

ラ

レセプト

診療報酬明細書のこと。被保険者やその被扶養者家族が保険証を提示し、医療機関で医師の診療を受け、窓口では患者負担分だけを支払い、医療機関が患者負担を除いた診療費や薬剤費、検査料を請求する際の明細書。

6次産業化

第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと。

ワ

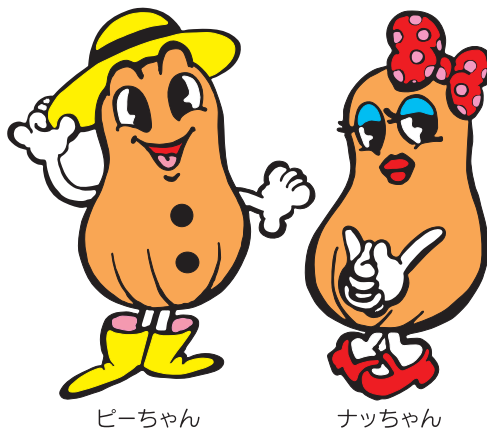
ワークショップ

職場、作業場、意見や技術の交換・紹介を行う研究会。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことであり、一人ひとりが職場や家庭、地域生活などで充実した時間を持つこと。

八街市イメージキャラクター



ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた

八街市総合計画2015

発行日／平成27年4月

発行／八街市

編集／八街市総務部企画課

〒289-1192 千葉県八街市八街ほ35番地29
電話043-443-1114（直通）

印刷／株式会社 エイティー